

## 第6回 小樽商科大学 役員会 議事要旨

日 時：平成20年1月28日（月）9：30～10：30

場 所：学長室

出席者：秋山学長，和田理事，中村理事

陪 席：池田監事，土橋監事，奥田副学長，山本事務局長

欠席者：山本理事

議事に先立ち，12月25日（木）開催の第5回役員会議事要旨の確認を行った。

### 議題1 国立大学法人小樽商科大学職員給与規程の一部改正について

#### （審議資料1）

学長より，本件については，昨年12月25日開催の本会議において改正に係る基本方針について了承し，先に持ち回りで開催された経営協議会（12月28日付）において審議，承認された旨発言があった。

次いで，審議資料1に基づき，総務課長から以下のとおり，説明後，審議に移り，審議の結果，承認された。

#### 【総務課長：説明要旨】

- ・職員給与規程の附則の一部改正となる。
- ・審議資料1のとおり，附則第3項において定めた「基準日」について，「平成21年3月まで」を「平成22年3月まで」に変更した。
- ・本年度の経過措置については，附則第3項の表において定めた昨年3月までの経過措置を1年間繰り延べ，今年度も適用することとした。さらに今年度と次年度に適用することとなっている経過措置について，それぞれ1年間繰り延べることとした。
- ・平成19年11月1日から遡って適用することとした。

### 議題2 国立大学法人小樽商科大学職員出向規程の一部改正について

#### （審議資料2）

学長より，本件については，本学職員出向規程の一部改正について，審議資料2のとおり改正したい旨発言があり，次いで，改正内容について，審議資料2に基づき，総務課長から以下のとおり，説明後，審議に移り，審議の結果，承認された。

#### 【総務課長：説明要旨】

- ・職員出向規程について，実態に則した取扱いに改正し，併せて規定の整備を行うもので

ある。

・第12条において、新たに懲戒規定を設け、出向先と協議のうえ、いずれか一方において行うこととした。懲戒事由が解雇に該当する場合については、本学に復帰させた上で、本学が行うことを明示した。

・第16条の退職手当に関する規定については、第13条において規定されたとおり、本学に復帰した上で、支給することとなるので、あえて別に規定する必要がなく、削除した。

・附則については、今年1月1日付けで出向した職員に適用させるため、1月1日から遡って適用することとした。

・職員の出向に関する覚書（素案）について、出向させる際の覚書は、個々のケースごとの対応となるのが実情であり、必ずしも本覚書（素案）のとおり協定等を結ぶことがないことから、削除することとした。

### 議題3 資金の運用計画について

#### (審議資料3-1, 3-2)

学長より、本件については、去る11月8日の本経営協議会及び役員会において、「余裕金の運用に関する取扱要項」の一部改正が承認されたことに伴い、運営費交付金を含めた余裕資金の運用について、審議願う旨発言があった。

また、本件については、先に持ち回りで開催された経営協議会（12月28日付）において、審議、承認をされている旨併せて説明があった。

次いで、詳細について、財務課長より、審議資料3-1, 3-2に掲載された運用計画について、提案内容を一部変更させて頂き、国債購入だけではなく、2年の定期預金を含め、本学にとって、有利な資金運用とさせて頂きたい旨説明後、審議に移り、審議の結果、承認された。

#### 【財務課長：説明要旨】

・資金運用計画については、向こう2年間にわたり2億円の運用が可能となっている。

・国債の購入については、当初、中期計画終了前に満期償還を迎えることと併せ、配付資料3-1のとおり、運用することとし、利回りについて、当初0.8%くらいを想定していたが、昨今の株価低迷に伴い、短期の国債に資金が流れており、利回りが0.5~0.6に低下すると思われる。

・このような状況で、受け取り利息額についても、当初年160万程度を想定したが、利回りが低下すると当然、受け取り金額も減ることとなる。

・国債の利回りが低下している現状を踏まえた結果、審議資料3-1において、当初、運用を見送ることとした2年の定期預金について、再度、市中の銀行等の利回りを調査している。

・従って、提案内容を一部変更させて頂き、国債購入だけではなく、2年の定期預金を含め、本学にとって、有利な資金運用とさせて頂きたい。

## 議題4 小樽商科大学事務組織・機能の再構築プランについて

### (審議資料4)

学長より、本件については、本学の「事務組織・機能」について、その改善に向けた基本的な考え方、スケジュール、具体的な事項等を審議資料4のとおり、再構築プランとして策定したので、審議願う旨発言があった。

次いで、詳細について、審議資料4に基づき、事務局長から以下のとおり説明後、審議に移り、審議の結果、承認された。

#### 【事務局長：説明要旨】

- ・審議資料4については、昨年6月の「学長・理事・副学長・事務局長連絡協議会」において決定した内容に、課長・室長・事務長会議及び事務局長の下に設置した業務改善タスクフォースの意見を踏まえ、作成した。
- ・事務組織の見直しについては、審議資料4別紙のとおりである。本学の財政計画に基づき、管理職ポストについては、学術情報課長を保留ポストとし、1ポスト減を図る。平成21年度には、今後の業務改善・分析等を踏まえ、更に組織見直を実施する予定である。
- ・課長補佐については、課長代理とし、ライン的な位置づけから、スタッフ的な位置づけに変更する。
- ・事務組織については、本学の財政状況を踏まえスリム化し、意思決定等のスピードを上げることを目標とする。
- ・参考資料として配付した「事務組織・機能の再構築プラン Ver.1」については、東大のプランを参考に作成したものである。
- ・課等の組織の名称については、キャリア支援課など名称が一部変更になるところもある。他大学の動向等を踏まえ、今回変更したものであるが、名称が長くなる等問題もあるので、様々な意見を聞いた上で、今後も検討し、最終的な結論を出したい。

学長からは、本件については、教職員の更なる意識改革が必要である。教職員の意識改革について、先日、(独)財務・経営センターから依頼があり、寄稿した。来月、発行される予定なので、教職員は、一読して欲しい旨発言があった。

なお、学長より、次回の役員会については、開催する場合、改めて連絡する旨発言があった。(拡大5者懇談会については、2月27日(水)9:30～開催予定)